

こどもデータ連携実証団体（令和4年度デジタル庁実証団体）
事業計画書

1 公募団体名

広島県・府中町

（実証事業に関わる協力団体：府中市，三次市，海田町）

2 公募団体代表者氏名

広島県：広島県知事 湯崎 英彦

府中町：府中町長 佐藤 信治

3 公募団体担当部署

広島県：健康福祉局子供未来応援課

府中町：福祉保健部子育て支援課

4 実証事業の実施計画

(1) 事業概要

ア 目的

子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し，予防的な支援を届けることにより，様々なリスクから子供たちを守り，子供たちが心身ともに健やかに育つこと。

イ 事業概要

- ・福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報を一元化し，その情報を基にデータ分析し，リスク（児童虐待など）予測を行う。
- ・一元化された情報やリスク予測結果を参考とし，関係者（家庭児童相談，ネウボラ，学校）が支援対象者を決定。
- ・調査を踏まえて，予防的な支援を継続的に行う。

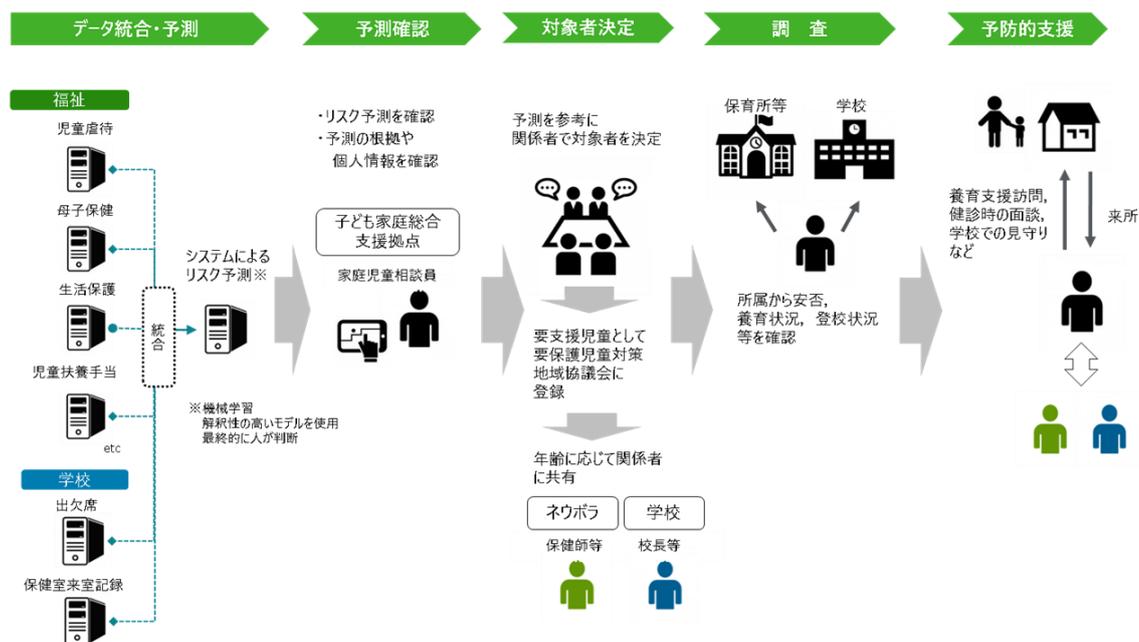
(2) これまでの取組と応募理由

- ・令和元年度から広島県では，子供の予防的支援構築事業をモデル市町である府中町，府中市，三次市，海田町の4市町において順次進めている。
- ・府中町では，福祉部門や教育部門が保有する府中町在住の15歳（中学校3年生）までの子供の育ちに関するデータを統合・分析するシステムを，デジタル庁こどもに関する各種データの連携による支援実証事業の採択を受け，令和4年度に開発し試行的な運用まで実施した。
- ・しかし令和4年度中は，システム間連携等に時間を要し，潜在的に支援が必要な児童の把握までで，継続的な支援の実施まで行うことができなかった。また，本取組は短期間で成果が生まれるものではなく，支援をもとに子供や家庭の長期的な変化を確認する必要があること，データ分析の結果から正解データ数が少なく，リスク予測の精度向上のためには更なるデータ蓄積が必要であること，そして，正解データを増やすため複数市町のデータを統合して分析することなどの課題が残った。
- ・これらの状況を踏まえ，引き続き事業推進を図るとともに，地方自治体のみでは解決できない課題については関係省庁と協力して解決策を探っていきたいと考えており，継続して令和5年度においても応募を行うことにした。

(3) 実施計画

ア 府中町における予防的支援

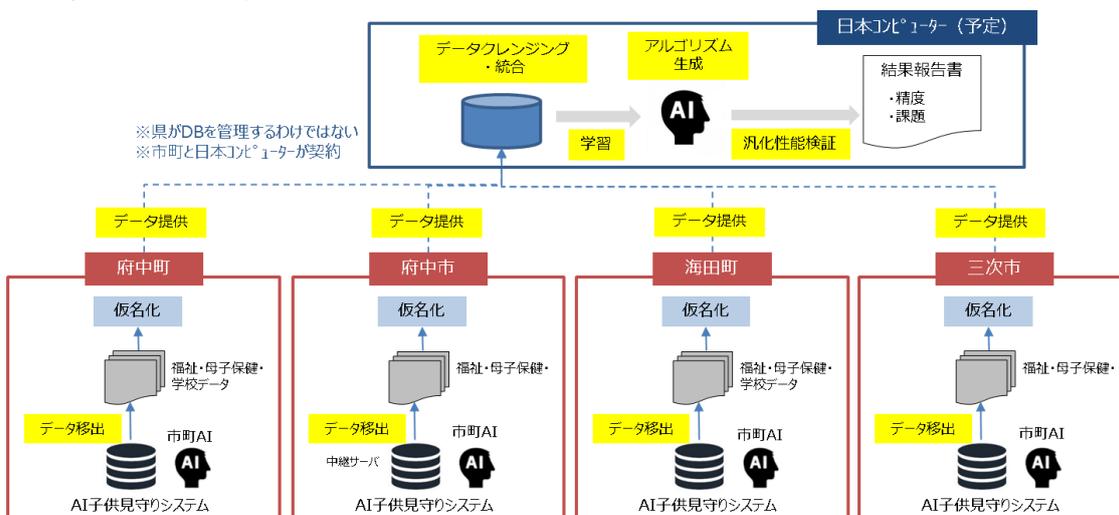
- ・今回の実証事業においては、令和4年度に構築した「こどもデータ統合システム」を活用し、児童虐待のリスク予測結果や関係機関との調整を踏まえた支援対象者の決定から支援実施までの一連の流れを実施する。
- ・その際には、関係機関との連携時の課題や、把握した児童や家庭の状況の分析を踏まえた支援のあり方、データ分析結果の精度などを確認・検証する。また、実際に予防的な支援を継続的に行い、子供や家庭の状況の変化を検証する。



イ データ統合モデル生成

- ・データ分析の精度向上及び縦断的な分析の実施のために、府中町の他に広島県のモデル事業に取り組んでいる府中市、三次市、海田町の3市町において、複数市町のデータを統合・分析しリスク予測モデルを生成し、各市町単独での予測モデルと精度を比較する。
- ・なお、分析用データのモデル市町全体のデータ項目・形式の調査及び、各データ項目に対する各市町の件数などの入力状況調査を行い、活用できるデータ項目や件数が少なく、十分な結果が見込まれないことが明らかな場合には、モデル生成を行わないこともあり得る。ただし、このような場合でも、将来的なシステム標準化を踏まえた際の実施可能性が明らかになり、有用性はあると考えている。
- ・また、今回の実証事業においては、精度比較を行うことに留まり、システムへの実装までは行わない。

- 市町ごとに分析業者契約し、市町で統合されたデータ（校務支援を含む）を移出し仮名化を行う
- 分析業者に各市町から仮名化されたデータを提供。
- 分析業者がデータ統合、学習、アルゴリズム生成（実装はしない）、検証などを実施
- 結果報告書で精度や課題をまとめる



(4) ケース検証内容

ア データ連携により潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握する取組【前段の取組】

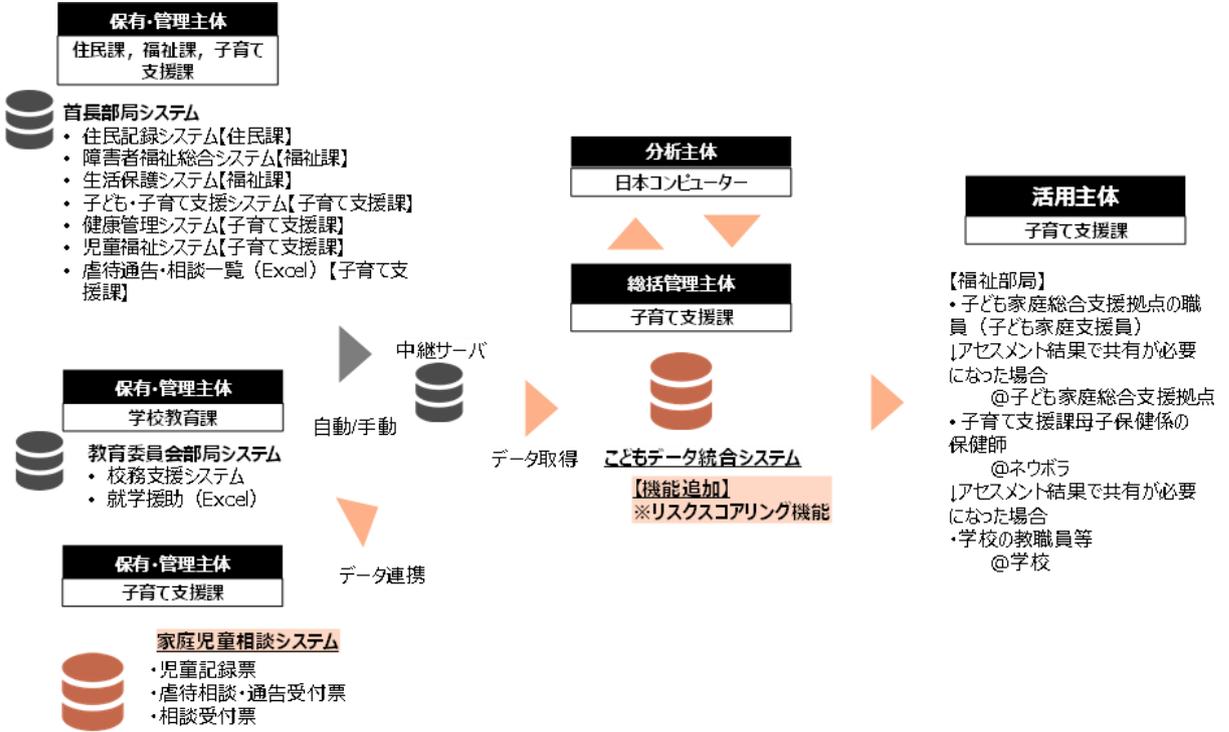
- 府中町において虐待に関する地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む (A)。
- 府中町，府中市，三次市，海田町の4市町において，虐待に関する予測モデルの精度向上及び縦断的分析の実施を目的に他の地方公共団体とのデータ統合に取り組む (C)。

イ データ連携による絞り込みの結果を踏まえて，支援につなぐ取組【後段の取組】

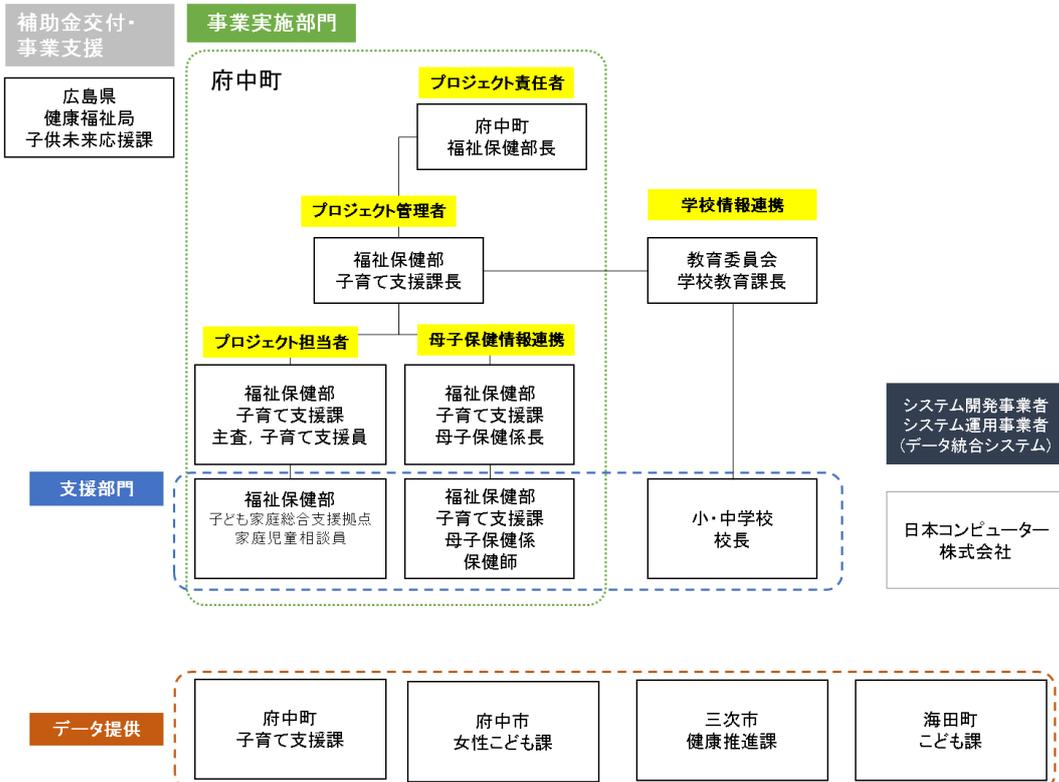
府中町において，データ分析結果踏まえて，当該子どもや家庭への支援の必要性を学校やネウボラ（母子保健係）と調整したうえで，適切な支援方策を検討し，必要な対応を行う (D)。

5 参加関係者の体制，役割等がわかる全体像（総括管理主体，データの保有・管理主体，分析主体，活用主体の体制，支援につなげる体制など）

(1) 府中町におけるデータ連携に関わる各主体



(2) 参加する関係者の体制，役割

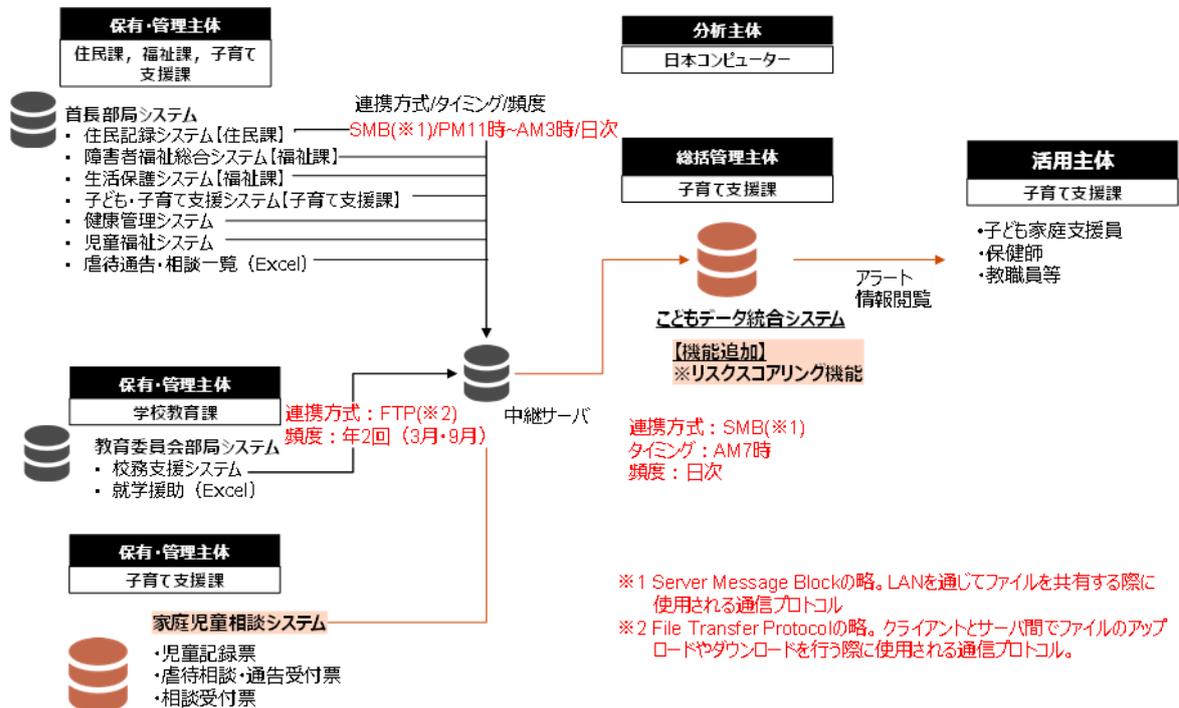


6 実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）

・府中町における対応

部署	データ共有の流れ・個人情報の取扱い
子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員2名のみが全児童情報閲覧可能となっており，児童虐待にかかるリスク予測に基づき，予防的支援確認対象者を決定し，要支援児童に登録し，母子保健部署や学校に共有する。 ・担当職員2名以外は，母子保健部署と学校との協議をへて支援対象者が決まった後，当該対象者の情報を確認する。
ネウボラ（母子保健係）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点から対象者を共有され，確認対象者に支援が必要かどうかを協議し決定する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点から対象者を共有され，確認対象者に支援が必要かどうかを協議し決定する。 ・勤務する学校の児童及びその兄弟（町内小中学校）のみシステム上では閲覧可能となっている。

7 実証事業で使用するシステム等の構成図



8 実証事業で連携するシステム開発・運用事業者並びに支援団体等，関係機関等を含む実証事業の実施体制

システム開発事業者：日本コンピューター株式会社

システム運用事業者：日本コンピューター株式会社

実証事業に関わる協力団体：府中市，三次市，海田町

9 発見した子どもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例

- ・子ども家庭総合支援拠点の職員が、データ分析に基づくリスクスコアを定期的に確認し、基準よりリスクスコアが高い子供について、リスク項目や連携情報を確認し、要対協登録でない場合には母子保健部署や学校への確認対象者とする。なお、母子保健や学校のデータに関して予め分かっているリスク項目について基準値を定め、基準値を超えた場合にリスクスコアに関わらず確認対象者とすることも想定される。
- ・未就学児については、子育て支援課母子保健係の保健師と協議し、支援対象者にするかを連携するシステムのデータの内、児童虐待のリスクアセスメントに必要な情報や、福祉サービスの受給状況などを活用しながら決定する。
- ・小・中学校の児童については、同様にシステム内の情報を活用して学校の校長と共有し、学校における状況を踏まえて支援対象者を決定する。

10 支援が必要であると判断した子どもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例・上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について

- ・想定される現状の支援策は以下のとおり。

部署	内容
児童福祉 (子ども家庭総合支援拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問事業の専門的支援・家事育児支援 ・電話・来所・訪問での相談支援 ・転入・各手続きのサポート ・手当・給付業務との連携した面談 ・現行の支援メニューの紹介 ・要対協を活用した関係機関と連携した見守り ・児童センターを活用した遊びの提供 ・個別の状況に応じたアプローチ（アウトリーチ）による支援 <p>【対象：0歳～18歳までの児童及びその家庭】</p>
母子保健・子育て支援 (ネウボラ)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等の面談 ・健診後の継続したフォロー（電話・訪問・オンライン面談） ・現行サービス（産後ケアなど）の情報提供・利用勧奨 ・医療機関と連携した相談支援 ・健診未受診・予防接種未接種のフォロー電話 ・3歳児健診以降の所属の確認などの連絡 <p>【対象：妊婦及び未就学の児童及びその家庭】</p>
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる児童の変化情報共有 ・児童生徒の見守り，観察 <p>【対象：町内小中学校に在籍している児童】</p>

- ・また、児童虐待の要因は貧困や親のメンタルヘルスなど様々であり、既存の支援制度だけで十分でない可能性がある。このため、予防的支援で把握した児童・家庭の状況とその要因を踏まえ、既存の支援制度でカバーできない部分があれば新たな支援策を検討する。

11 検証項目に係る検証方法

(1) 府中町における予防的支援

- ・令和4年度の実証期間においては、実際に支援を行う段階までには至らず、新たな予防的支援業務のプロセスの試行及び現在把握していない子供・家庭について、潜在的に支援が必要な児童を就学前後で把握した。
- ・令和5年度は、活動指標として実際に支援を行った件数や、分析モデルの精度の確認を行う。また、支援を行った子供や家庭の状況の変化などについても、可能な範囲で効果検証を行う。

(2) データ統合モデル生成

- ・モデル市町毎で作成した予測モデルと比較した分析を行い、データを統合したことによる効果を予測精度指標により検証する。
- ・正解データが増え縦断的分析が実施できたかどうか

12 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

- ・本事業における成果物であるデータ連携の検証等のために、システム開発・運用事業者が作成した虐待予測モデル及び事業を行う上で作成された資料等は、公募団体に帰属する。
- ・システム開発・運用事業者が従前より保有するパッケージシステム、その他パッケージの成果物の著作権は、システム開発・運用事業者へ帰属する。

13 本事業に必要な経費の一覧

番号	項目	事業費（千円）	契約相手方
1	府中町における予防的支援の運用、効果検証	10,072	日本コンピューター
2	データ統合モデル生成	16,170	日本コンピューター
3	実証事業対応費用	6,600	日本コンピューター
4	個人情報保護・プライバシー保護に係る有識者ヒアリング（報償費、旅費）	810	弁護士、大学教授等の有識者
	合計	33,652	

※消費税込

14 スケジュール

(1) 府中町における予防的支援

- ・令和5年4月～ 支援の継続的な実施、効果検証

(2) データ統合モデル生成

- ・令和5年4月～ データ抽出・仮名化
- ・ 8月～ 4市町のデータ分析開始
- ・ 10月 中間報告（項目突合、統合分析の方向性の予測）
- ・令和6年2月 最終報告

別紙 実証事業で連携するデータ項目一覧

No.	システム名	データ名
1	Misalio 住税	住民記録
2	生活保護システム「ふれあい」	生活保護受給
3	MCWELL 障害者福祉	障害者手帳（身体）
4		障害者手帳（療育）
5		障害者手帳（精神）
6		障害者通所支援
7	Misalio 児童福祉	児童扶養手当
8		ひとり親医療
9		子ども医療費助成
10		児童手当
11	Misalio 子ども子育て支援	保育所所属
12	ネウボラかるて	妊娠届出
13		妊婦健康診査
14		妊産婦歯科健診
15		母子手帳交付
16		母子手帳交付別冊
17		乳児健診
18		4 か月児健診
19		1 歳 6 か月児健診
20		3 歳児健診
21		予防接種
22		訪問記録（支援記録）
23	統合型校務支援システム Te-Comp@ss	名簿，出席・欠席，健康診断（虫歯未治療），虐待 チェックリスト
24	就学援助（Excel）	就学援助
25	家庭児童相談システム	虐待通告・相談一覧